

# 仕様書

- 1 事業名 千葉市立小学校等から排出される廃食油売払い（単価契約）  
（若葉区・緑区）
- 2 売払品名 廃食油
- 3 規格  
千葉市立小学校等から排出されるサラダ油・ごま油・オリーブオイル等の植物性の食用油で、使用済み及び不要となった未使用の廃食油とする。  
ただし、売払人は、ラード・バター等の動物性の食用油及び天かすなどの不純物が混入しないように努めるものとする。
- 4 引渡場所 全34校（別紙「排出小学校等一覧（若葉区・緑区）」のとおり）
- 5 引渡方法
  - （1）売払人は、引渡場所において立会いの下、買受人に廃食油を引き渡す。
  - （2）買受人は、引渡しを受けた廃食油を計量器具で計量し、kg単位の引渡し量を記載した引渡票を売払人に渡す。この際の計量器具、引渡票は買受人が用意するものとする。
  - （3）引渡票は複写式又は複写式と同様に売払人、買受人双方が同一の引渡し量の数値の記録を保管できるものとし、記録した数値については売払人、買受人双方が確認するものとする。
  - （4）買受人は、買受人が用意した車両等に引渡しを受けた廃食油を積み込み、回収及び運搬する。なお、引渡しに係る車両費・運搬費等の経費は買受人が負担するものとする。
- 6 引渡回数等
  - （1）小学校等の規模により別に定めた年間の引渡回数に基づき、売払人、買受人双方協議のうえ具体的な日時を決定する。
  - （2）引き渡す廃食油の量は、引渡し日により変動する。引き渡す廃食油の量が著しく少量である等の事情があるときは、売払人、買受人双方協議のうえ、引渡回数を変更することができる。
  - （3）買受人の都合により引渡日時の変更等の必要が生じた場合、買受人は、対象となる小学校等に対し、学校の業務に支障がないかを確認したうえで、日時の変更につき了承を得るものとする。また、小学校等の行事等により、日時の変更希望の申し出を受けた場合は、協議に応じるものとする。
- 7 実施報告及び支払い請求  
買受人は、各引渡場所から引渡しを受けた廃食油の数量について、1か月分を翌月10日までに、半期分（4月～9月分、10月～3月分）を当該半期終了後10日以内に売払人に報告すること。  
売払人は、各小学校等から報告を受けた数量と、買受人から報告を受けた数量を確認し、半期ごと（4月～9月分、10月～3月分）の年2回、確認後の数量にkg単位の契約単価を乗じて得た額についての納付書を買受人に対し送付し、請求するものとする。

なお、買受人は、売払人の指定する期日までに代金を支払うものとする。

## 8 引渡し後の処理

買受人は、引渡しを受けた廃食油について、バイオディーゼル燃料等に適切に再資源化処理を行うこと。廃食油に再資源化できない不純物が含まれている場合は、買受人が適切に処理すること。

なお、売払人は、再資源化の状況を確認する必要があると認めるときは、買受人に対し、再資源化の状況がわかる書類の提出、買受人の再資源化事業に係る現地調査その他必要な措置を求めることができるものとする。

## 9 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

## 10 予定数量 18,000kg/年 予定数量であるため、数量を保証するものではない。

## 11 その他条件

- (1) 引渡しは、原則として土曜日、日曜日、祝休日に実施しないこと。
- (2) 引渡し時間は、原則として8時30分から16時までとすること。
- (3) 売払人は、引き渡しまでの間、廃食油を一斗缶等で適切に保管し、引き渡す際は、容器ごと引き渡すこととする。
- (4) 「5 引渡方法(2)」中の計量に際しては、計量重量から容器の重量(引渡し人の申告でも可とする。)を差し引き、小数点以下第一位を四捨五入しkg単位とする。ただし、引渡し量が1kg未満の場合は1kgとする。引き渡し量が無い場合は0である。
- (5) 学校の業務に支障がないよう配慮すること。
- (6) 引渡し中に施設等に汚損・破損等が生じたときは各々の責任において対処すること。
- (7) 本仕様書に定められていない事項については、適宜、協議のうえ取り決めるものとする。